

横浜市屋外広告物条例の改正に向けた検討状況について

(加納副委員長) それでは、私からもお願いというか、まずここにあります市民意見募集の実施経過ということで見せていただいて、特に3ページも含めて、屋外広告物は情報提供や地域の活性化に役立つと同時に、まちの景観を構成する重要な要素でもあるためということで、当局のほうも市の考え方が何カ所か述べられています。4ページの視点1のところ丸で言うと上から3番目に光害、先ほども牧嶋委員が言っていたように光の害によって地域もさまざまな問題、住民とのトラブルがあるのです。そういった部分では、光の害というのは明る過ぎるのも光の害だし、暗がり、暗過ぎても光がないということで、光の害があったり、さまざまありますので、当局は公共広告のガイドラインを策定するという話ですので、そういったことを意識しながら、お願いしたい。

それからもう一点は、牧嶋委員のほうからありましたけれども、ユニバーサルデザインという、私はカラーバリアフリーという言い方をずっとしてきているのです。私ども小学生時代には、学校で色覚、色が見えるか見えないかというのは、学校でよく検査をしたのです。検査があって色覚異常、色弱異常とか、いろいろな言い方しているのです。男性のほうの方が女性より見えにくいパーセンテージは大きいのです。それが高校へ行って就職するときに、ほかの人が見えているのに自分が見えていないとか、就職のときにそういったことに気づく。だから、作り手からすると、大半の人、すべての人が見えているだろうという色が見えていない人が意外と多いのです。それは特に女性よりも男性のほうが多いのです。だから、その辺のことを私自身もなかなか確認できないでいるのですが、意外とこういった色覚異常といったことについては、特に公共の広告については、ユニバーサルデザインとの兼ね合いもあるのですが、しっかりと見える色を意識しながら策定に臨んでいただきたいということを申し上げておきたい。そういったカラーバリアフリーということ意識しながら、ガイドラインの見直しもしていただきたい。本市が公共広告のガイドラインを策定することですから、光害という意識とカラーバリアフリーという意識を踏まえた上で進めていただきたいのですが、局長の見解はいかがでしょうか。

(櫻井都市整備局長) 光害のほうにつきましては、委員からも以前御指摘していただいた中で屋外広告物の適正化により良好な光環境の形成を図る地球温暖化防止を資する目的として環境省が平成10年に策定してございます。それから、その後、光害防止に対する社会的要請の高まりや、よりよい光環境を創造していくということで重要性が指摘されまして、これらのことを平成18年に改定したということで、それに今のとっているということでございます。

それから、カラーバリアフリーということにつきましては、この議論の中でどう決めていくかということは今お答えはできませんけれども、私も道路だとか、そういう今までの経験からいきますと、歩いていくという中での視認性というのは非常に大切でございますので、すべての方が安全で物が見えて楽しめる、また認識できるということは重要な要素であろうと思いますので、その辺について考慮しながら検討していきたいと思っております。

再開時刻 午後2時59分

(加納副委員長) 今の牧嶋委員の御質問、それから質疑の中に関連しますが、磯子プリンスハイツの公開空地についての事業者との協議状況というのが、平成21年7月8日から順次続いているわけですよ。磯子プリンスハイツの公開空地について、事業者と皆様方は協議しているわけです。だから、事業者だけがどうこうということではなくて、皆さん方は工事計画の相談もしているわけです。だから、そういった部分ではもう少し責任も感じていただきたいし、それから今の牧嶋委員の御発言のように、事業者に対してもしっかりと言うべきことは言っていないと、なめられてしまうという言葉を使っておられたけれども、市民から預かっている税金と市民からいただいている信頼関係からすると、もう少ししっかりと仕事すべきだし、それから道路局も来ているが、しっかり連携をとっていないと、これは謝って済むものと済まないものとあると

思うのです。それから、同じように事業を幾つかやっているわけですから、素人ではないわけですから、実際問題、資料要求して、幾つかの資料を見たときに、余りにもずさんだなという部分も一方で感じられます。今回の請願はそういったことも含めて反省し、今後しっかり指導していきますということですから、請願についての我が党の対応については、今牧嶋委員が言ったとおりです。ただ、建築局、それから道路局は、こういった資料をいただくと、相談もしながら進めてきているわけですから、一事業者だけがどうこうではないと思いますので、その辺しっかりと認識を持っていただいて、自分たちの部分の反省もしていただきたいと思います。

(鈴木建築局長) 今回の件に係りまして、我々もいろいろ課題を認識しているところからでございますから、今、委員が御指摘いただいた部分も含めまして、今後の対応の中でさらに徹底を図ってまいりたい。そういう中で、市民から信頼いただける行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

耐震診断事業等について

(加納副委員長) 実は、私もこの件は調べさせていただき、今委員のお話で教育委員会の持っているデータと皆さん方が持っているデータそのものが違うということもよくわかっているし、それから、災害はいつ起こるかわからないという話も一方であり、しかも、学校の問題は子供の問題でもある。そういった部分では簡易耐震、それから本耐震という中で、当局側もやっとここまで来たということだと思っております。

今、牧嶋委員がおっしゃっているように、災害はいつ来るかわからないということも一方であるし、それから5分の3という形でそういった状況も出てきているわけだから、委員会で1月にもう一回やって、3月に最終やって云々ということもわかるのだけれども、もう一方で105棟について、幾つ出てくるかわからないのだから、安全性を重視することを考えれば、もう一方の選択肢も含めて考えてどうでしょうかという御提案だと思っております。

皆さん方の言っていることもよくわかるし、それから委員の言っていることもよくわかるので、それについては、どうかひとつ両方の選択肢を踏まえながら、費用対効果があるということもわかるのだけれども、安全性が第一だということもあるわけだから、今の議論を含めて、副市長の御意見をいただいていたほうがいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

(小松崎副市長) 私は、今のやりとりの中で、現段階では、専門家集団の建築局の職員が委員の皆様方の御指摘に対して納得いただける御説明をすることができなかつたとらまえました。ですから、今、加納副委員長がおっしゃられたように、この問題については、簡単に、ではやりましょうということでもないのも事実でございます。ですから、これは再度、中で議論をよく詰めさせていただきます。そして、私自身も納得する形で、改めて委員の皆様方に今後の対応方針について御説明させていただく機会をぜひいただきたいと思っています。